

## 令和4年度寒河江市燃油価格高騰支援給付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、燃油価格高騰の影響を受けながら、燃油の大きな節約及び運賃への価格転嫁が困難である貨物自動車運送事業者、旅客自動車運送事業者等を支援するため、寒河江市内に事業所を有する事業者に対し、予算の範囲内において給付金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- (4) 自動車運転代行業 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。

### (給付対象事業者)

第3条 給付金の交付の対象となる法人又は個人事業主（以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業又は自動車運転代行業のいずれかを営む事業者（霊きゅう限定の事業許可を受けている者を除く。）

- (2) 寒河江市内に事業所を有する事業者
- (3) 資本金等の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を実施していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- (6) 市税等の滞納がない者又は納税相談をしていること。

（給付対象車両）

第4条 給付金の交付の対象となる車両（以下「給付対象車両」という。）は、

令和4年8月1日時点で事業の用に供するために保有（リースを含む。）し、山形運輸支局又は山形県公安委員会に登録している車両で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 貸切バスとして使用される乗車定員11人以上又は乗車タクシー・ハイヤー車両として使用される乗車定員10人以下の車両であること。
- (2) 使用の本拠の位置が市内の住所である車両であること。

（給付金の額）

第5条 給付金の額は、次に定める1台当たりの単価に給付対象車両の台数を乗じて得た額とする。

- (1) 一般貨物自動車又は特定貨物自動車 3万円
- (2) 貨物軽自動車 1万5,000円
- (3) 一般貸切旅客自動車 5万円
- (4) 一般乗用旅客自動車 3万円
- (5) 自動車運転代行車 3万円

（給付申請書）

第6条 給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、寒河江市燃油価格高騰支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長が別に定める日まで市長に提出しなければならない。

- (1) 対象車両一覧表（様式第2号）
- (2) 給付対象車両の車検証の写し
- (3) 給付対象事業者であることを確認できる書類の写し
- (4) 寒河江市での課税がなく、市外で納税している者は納税証明書等の納税状況が確認できる書類
- (5) 振込先口座の通帳の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は給付金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査をし、交付の可否を決定したときは、寒河江市燃油価格高騰支援給付金決定通知書（様式第3号）又は寒河江市燃油価格高騰支援給付金不承認交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(帳簿等の保管)

第8条 給付金の交付を受けた者は、当該給付金に関する関係書類を給付金の交付を受けた日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(報告の徴収)

第9条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、給付金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、当該職員に、給付金の交付を受けた者の事務所、事業所等に立ち入り、給付対象車両、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、給付金の交付を受けた者及び関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のためにみとめられるものと解してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。